

# 産業財産権専門官による中小企業等への知的財産関連支援について

## ～ 中小企業等の知的財産活動を応援します～

- 特許庁特許情報課 -

### 1. 産業財産権専門官の設置とその趣旨

特許庁では、平成17年4月、中小企業に対する総合的な知的財産関連支援の専門家として「産業財産権専門官」を設置しました。

産業財産権専門官は、様々なツールを活用し、地域・中小企業に対する知的財産権制度及び各種支援策に関する普及啓発や人材育成を図っています。

### 2. 産業財産権専門官による具体的な中小企業等への支援の内容

産業財産権専門官による地域・中小企業等への支援として、以下のような【講師派遣】【展示会出展】【中小企業への個別訪問】を無料で行っていきます。平成19年度においては、中小企業への個別訪問による「審査請求料をお安くします」「審査を早くします」「審査請求前の特許調査を無料です」などの支援策等の普及啓発を図ってまいります。なお、各経済産業局特許室におきましても、可能な限り対応してまいります。

- ・官公庁、商工会議所、商工会、産業支援機関、各種工業会等（以下「関係機関」という。）が主催する中小企業等向けの知的財産に関する各種セミナーや、関係機関の職員・指導員向けの知的財産に関する研修等に講師の派遣を希望される場合は、可能な限り産業財産権専門官を講師として派遣をいたします。
- ・中小企業等の経営者等が集まる勉強会・研究会又は中小企業等において開催される相当規模な社員研修等で、知的財産権制度・関連支援策等に関する講師の派遣を希望される場合は、可能な限り産業財産権専門官を講師として派遣いたします。
- ・中小企業等が多数参加する展示会等において、知的財産関連支援策の紹介・説明をいたします（地方で開催される展示会等について、当該関係機関からの出展要請があれば可能な限り対応いたします。）
- ・中小企業における知的財産関連支援策の活用促進を図るため、当該支援策の活用を考えている中小企業に対して、要請に応じ、産業財産権専門官が可能な限り個別訪問し、支援内容や手続等についてご紹介いたします。

### 3. 講師の派遣及び相談等の問い合わせ先

産業財産権専門官の派遣を希望される場合は、「関東経済局特許相談室」（TEL（048・600・0319）にご相談下さい。なお、内容によっては、派遣できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜お問い合わせ先＞

特許情報課産業財産権専門官

電話：03・3581・1101 内線2340 E-mail：PA0661@jpo.go.jp